

京都市告示第86号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、社団法人京都市老人クラブ連合会を京都市公金収納受託者とし、京都市老人保養センター使用料の徴収事務を委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榊 本 頼 兼
(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)